

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 101
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

ベースアップ評価料算定医療機関は 8月31日までに賃金改善実績報告書の提出を

令和6年6月から令和7年3月までにベースアップ評価料を算定している医療機関は令和7年8月までに「賃金改善報告書」を提出する必要があります。概要は以下の通りです。

厚生労働省のHPでは令和6年6月から令和7年3月までにベースアップ評価料を算定した医療機関が提出する書類について、特設サイトでまとめられています。厚生労働省のホームページをご参照のうえ、ご対応をお願いいたします。

令和6年6月から令和7年2月までにベースアップ評価料の届出を行った場合※

STEP 1 令和7年3～4月に 令和6年度分（賃金改善開始～令和7年3月まで）の「ベースアップ評価料収入」と「賃金改善措置による賃金増加分」を確認します

※令和7年3月1～3日に届出を行い、令和7年3月から算定を開始している場合も含みます

STEP 2 令和7年6月30日までに 令和7年度分の賃金改善計画書

STEP 3 令和7年8月31日までに 令和6年度分の賃金改善実績報告書 を提出してください。



令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行った場合

令和7年度内に追加で提出する書類はありません。

(注意)

ベースアップ評価料（Ⅱ）と入院ベースアップ評価料を届出している場合には、上記とは別に3か月ごとに区分変更の確認が必要です

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html#%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8 より転載

【資料】

①厚生労働省 特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

②厚生労働省 発出

ベースアップ評価料届出後に行っていただきたいこと

ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出している医療機関・ステーション向け

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001467691.pdf>

